

条件		利用可能メニュー		概要	相談窓口	
<p>売上高 5%以上減少なら</p> <p>★追加要件を満たせば 実質無利子・無担保の対象 利子補給対象上限</p> <p>(日本公庫等) 中小事業 1 億円 国民事業 3,000 万円 (商工中金) 危機対応融資 1 億円</p> <p><売上高減少について> 【②④⑤⑥⑦⑧】 最近 1 カ月の売上高と、前年または前々年の同期と比較。</p> <p>【①⑨⑩】 最近 1 ヶ月の売上高と、前年同月を比較その後 2 ヶ月間 見込みを含む 3 ヶ月の売上高と 前年同期を比較。</p>	指定738業種の場合	融資	①セーフティネット5号	<ul style="list-style-type: none"> 借入債務の 80 %を信用保証協会が保証 2.8 億円 (別枠、②と共有) 要件を満たせば 保証料・金利ゼロの対象 	<ul style="list-style-type: none"> 信用保証協会秋田東営業室 TEL : 863-9016 秋田県内の金融機関 	
	小規模企業共済の貸付資格を有する契約者の方	融資	②新型コロナウイルス感染症特別貸付 ★	<ul style="list-style-type: none"> 中小事業 3 億円、国民事業 0.6 億円 (別枠) 設備 20 年、運転 15 年、うち据置 5 年以内 国民事業の下げ及び利子補給は ② ⑤ ⑥ ⑦ と共有 	<ul style="list-style-type: none"> 日本政策金融公庫秋田支店 TEL : 832-5641 河辺雄和商工会 	
	小規模事業者の場合	融資	③小規模企業共済制度の特例緊急経営安定貸付	<ul style="list-style-type: none"> 2,000 万円 (ただし納付掛金総額の7~9割の範囲内) 貸付金額500 万円以下は 4 年、505 万円以上は 6 年 (いずれも据置1年を含む) 	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業基盤整備機構 共済相談室 TEL : 050-5541-7171 	
	生活衛生関係営業 (旅館、飲食、理美容店など) の場合	融資	④商工中金等による「危機対応融資」★	<ul style="list-style-type: none"> 3 億円 (別枠) 設備 20 年、運転 15 年、うち据置 5 年以内 	<ul style="list-style-type: none"> 商工組合中央金庫秋田支店 TEL : 833-8531 	
		融資	⑤新型コロナウイルス対策マル経融資(拡充) ★	<ul style="list-style-type: none"> 1,000 万円 (別枠) 設備 10 年 (据置 4年)、運転 7 年 (据置 3年以内) 国民事業の下げ及び利子補給は ② ⑤ ⑥ ⑦ と共有 	<ul style="list-style-type: none"> 日本政策金融公庫秋田支店 TEL : 832-5641 河辺雄和商工会 	
		融資	⑥生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 ★	<ul style="list-style-type: none"> 6,000 万円 (別枠) 設備 20 年、運転 15 年、うち据置 5 年以内 (運転資金は振興計画認定組合の組合員の方のみ) 国民事業の下げ及び利子補給は ② ⑤ ⑥ ⑦ と共有 		
		融資	⑦新型コロナウイルス対策衛経(拡充) ★	<ul style="list-style-type: none"> 1,000 万円 (別枠) 設備 10 年うち据置 4 年、運転 7 年うち据置 3 年以内 国民事業の下げ及び利子補給は ② ⑤ ⑥ ⑦ と共有 		
			助成金	⑧雇用調整助成金の特例措置	<ul style="list-style-type: none"> 休業を実施した場合、支払った休業手当に相当する額 (休業手当の額は平均賃金の 6 割以上) に中小企業は助成率4/5 (解雇等を行わなければ9/10) を助成 	<ul style="list-style-type: none"> ハローワーク秋田 TEL : 864-4111 (32#)
	売上高10%以上減少なら	生活衛生関係営業 (旅館、飲食、理美容店など) の場合	融資	⑨衛生環境激変対策特別貸付	<ul style="list-style-type: none"> 1,000 万円 (別枠) 運転 7 年、うち据置 2 年以内 	<ul style="list-style-type: none"> 日本政策金融公庫秋田支店 TEL : 832-5641 河辺雄和商工会
	売上高15%以上減少なら	その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少の見込みの場合	融資	⑩危機関連保証	<ul style="list-style-type: none"> 借入債務の 100 %を信用保証協会が保証 2.8 億円 (別枠) 保証料・金利ゼロの対象 	<ul style="list-style-type: none"> 信用保証協会秋田東営業室 TEL : 863-9016 秋田県内の金融機関
融資			⑪県経営安定資金 コロナ感染症対応危機関連枠	<ul style="list-style-type: none"> 5,000 万円 (別枠) 運転及び設備 10 年、うち据置 2 年以内 		

この資料は経済産業省HPに掲載されている「支援策パンフレット」及び「資金繰り支援内容一覧表」を参考にして作成しました。

条件	利用可能メニュー	概要	相談窓口
売上高20%以上減少なら	融資 ⑫セーフティネット4号 猶支払 ⑬納税猶予の特例	<ul style="list-style-type: none"> 借入債務の100%を信用保証協会が保証 2.8億円（別枠、①と共有） 保証料・金利ゼロの対象 	<ul style="list-style-type: none"> 信用保証協会秋田東営業室 TEL：863-9016 秋田県内の金融機関
売上高50%以上減少なら	給付金 ⑭持続化給付金	<ul style="list-style-type: none"> 法人は200万円以内、個人等は100万円以内を支給 ※前年の総売上(事業収入)ー(前年同月比▲50%月売上×12ヶ月) 対象判定計算表で計算可能 	<ul style="list-style-type: none"> 財務省HPを確認 ※関係法案の成立が前提
⑩セーフティネット4号該当者 または危機関連保証認定を受けた事業者	融資 ⑮市産業活力創造資金 緊急経営支援資金枠	<ul style="list-style-type: none"> 3,000万円 運転及び設備10年、うち据置2年以内 ※1年以上市内で同一事業を営む市税等の完納者 	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業 金融・給付金 相談窓口 TEL：0570-783183
①セーフティネット5号 該当者 ⑫セーフティネット4号	融資 ⑯県経営安定資金 コロナ対策枠	<ul style="list-style-type: none"> 5,000万円（別枠） 運転及び設備10年、うち据置2年以内 	<ul style="list-style-type: none"> 信用保証協会秋田東営業室 TEL：863-9016 秋田県内の金融機関
減少幅に関係なく	融資 ⑰セーフティネット貸付	<ul style="list-style-type: none"> 中小事業7.2億円、国民事業0.48億円 設備15年、運転8年、うち据置3年以内 	<ul style="list-style-type: none"> 日本政策金融公庫秋田支店 TEL：832-5641 河辺雄和商工会
前向きな投資を行うなら	補助金 ⑱生産性革命推進事業の拡充	<ul style="list-style-type: none"> 特別枠での優遇 ※申請要件あり、別紙参照 ものづくり補助金、IT導入補助金の補助率2/3へ引き上げ 持続化補助金の補助上限100万円へ引き上げ 	<ul style="list-style-type: none"> 河辺雄和商工会
期限内の税務申告が困難なら	税務 ⑲税務申告・納付期限の延長	<ul style="list-style-type: none"> 4月17日（金）以降であっても柔軟に確定申告書を受付 	<ul style="list-style-type: none"> 国税庁HPを確認
個別事情（災害、病気等）により、 国税の納付が困難なら	税務 ⑳国税納付の猶予制度	<ul style="list-style-type: none"> 原則、1年間猶予 猶予期間中の延滞税の全部又は一部が免除 財産の差押えや換価（売却）が猶予 	<ul style="list-style-type: none"> 秋田年金事務所 TEL：865-2391
厚生年金保険料等の納付が困難なら	猶支払 ㉑厚生年金保険料等の猶予制度	<ul style="list-style-type: none"> 一定の要件に該当する場合は、納付すべき保険料等の納期限から6ヶ月以内に管轄の年金事務所へ申請することにより、換価の猶予が認められる場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 秋田市役所担当部署まで 窓口TEL：863-2222
国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護 保険の保険料（税）等支払が困難なら	猶支払 ㉒国民健康保険、後期高齢者医療制度及び 介護保険の保険料（税）等支払猶予	<ul style="list-style-type: none"> 各種申告、届出や保険料（税）徴収については、猶予等が認められる場合がある。※具体的な取扱いには秋田市担当部署に確認する 	<ul style="list-style-type: none"> 契約されている電気・ガス事業者まで
電気・ガス料金の支払が困難なら	猶支払 ㉓電気・ガス料金の支払猶予等	<ul style="list-style-type: none"> その置かれた状況に配慮し、電気・ガス料金の支払いや未払いによる供給停止などの猶予について、柔軟な対応を行う 	